

別添 3

入院基本料等加算の施設基準等

第 1 総合入院体制加算

1 総合入院体制加算 1 に関する施設基準等

(4) 手術等の定義については、以下のとおりであること。

カ 化学療法

化学療法とは、悪性腫瘍に対する抗腫瘍用薬、ホルモン療法、免疫療法等の抗腫瘍効果を有する薬剤（~~当該入院中に処方されたものに限ることとし、手術中の使用及び外来又は退院時に処方されたものは含まない。~~）を使用するものとし、抗生剤のみの使用、及びGCSF製剤、鎮吐剤等の副作用に係る薬剤のみの使用及び内服薬のみの使用等は含まない。

第26の4 データ提出加算

2 データ提出に関する事項

(1) DPCデータの提出をを希望する保険医療機関（平成26年3月31日時点でDPC病院及びDPC準備病院である病院を除く）は、平成26年5月20日、8月20日、11月20日、平成27年2月20日、5月20日又は8月20日~~平成26年8月20日、11月20日、平成27年2月20日、5月20日、8月20日又は11月20日~~に別添7の様式40の5を地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に届出すること。（平成27年8月20日後の届出は別途、厚生労働省保険局医療課より通知する。）。

別添 4

特定入院料の施設基準等

第4の2 小児特定集中治療室管理料

1 小児特定集中治療室管理料に関する施設基準

(8) 次のいずれかの基準を満たしていること。

イ 当該治療室において、他の保険医療機関から転院してきた患者（転院時に他の保険医療機関又は当該保険医療機関で区分番号「C004」救急搬送診療料を算定したものに限る。）が直近1年間に50名以上（そのうち、当該治療室に入室後24時間以内に人工呼吸（5時間以上（手術時の麻酔や検査のために実施した時間を除く。）のものに限る。）を実施した患者（当該治療室に入室後又は当該他の保険医療機関で開始されたものに限られ、日常的に人工呼吸を実施している患者は含まない。）が30名以上）であること。